

一茨城県小児・AYA世代のがん患者一 妊よう性温存療法助成事業のごあんない

～令和3年度いばらきがん患者トータルサポート事業(妊よう性温存治療費補助金)～

本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。

妊よう性温存療法とは

妊よう性(にんようせい)とは、妊娠するための力のことです。
がん治療(化学療法、放射線療法等)の副作用により主に卵巣、
精巣等の機能に影響を及ぼし、生殖機能が低下したり失われたり
することがあります。
そのため、妊孕性温存療法(がん治療の前に胚(受精卵)、卵子、
卵巣組織、精子を採取し長期的に凍結保存すること)を行うこと
で、将来子どもを持つ可能性を残すことができます。

補助対象となる方

—— 本事業の補助対象となる方は、次の項目にすべて該当する方です。 ——

- (1) 申請日時点において茨城県内に住所を有し、妊孕性温存療法における凍結保存時の年齢が**満43歳未満の方**
- (2) 次のいずれかの治療を受けられる方
 - (ア) ガイドライン(※)で定める高・中間・低リスク治療
(治療内容はがん治療医にご確認ください)
 - (イ) 乳がんに対するホルモン療法等の長期間の治療によって卵巣予備能力低下が想定される治療
 - (ウ) 再生不良性貧血等の造血幹細胞移植が実施される非がん疾患の治療
 - (エ) 全身性エリテマトーデス等のアルキル化剤が投与される非がん疾患の治療
「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン2017年版」
- (3) 指定医療機関(都道府県の指定を受けた妊孕性温存療法実施機関)において**令和3年4月1日以降に妊孕性温存治療を受けた方**
- (4) 担当医師により、妊孕性温存治療に伴う影響について評価を行い、
生命予後に与える影響が許容されると認められた方
- (5) 妊孕性温存治療に関わる国の研究に協力(同意)できる方
- (6) 助成対象費用に対し、不妊で悩む方への特定治療支援事業に
基づく助成を受けていない方



申請窓口(お問い合わせ先)

(公社)茨城県看護協会
「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町 3-5-35(茨城県保健衛生会館内)

☎029-222-1219 ✉ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00 (※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3を除く)

がんに関する様々な不安や悩みの
相談にも対応しています!



“聴く”事をイメージした
相談室のキャラクター
「きくちゃん」

申請方法などについては次頁をご覧ください (📖)

補助率・補助額

対象となる治療	助成上限額／1回
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円



補助回数

1人2回まで

※異なる治療を受けた場合でも、通算2回までとなります。

申請方法

右側の申請書を、「添付書類」に記載された必要書類と合わせて、申請窓口(茨城県看護協会 補助金担当)あてにご郵送ください。

※「妊孕性温存療法実施医療機関証明書」は、温存療法を実施する医療機関で、

※「原疾患治療実施医療機関証明書」は、がんなどの治療をする医療機関でそれぞれ記載いただきます。

※茨城県看護協会ホームページ「<https://www.ina.or.jp/counseling>」からも申請書(Word形式、PDF形式)をダウンロードできます。

【注意事項】

原則、対象となる治療の凍結保存時の属する年度内に申請してください。

※やむを得ない事情等で年度内に申請が難しい方はご相談ください。



申請の流れ

